標準貨物自動車運送約款

（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　平成二十六年　国土交通省告示第四十九号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務
　第一節　通則
　　（受付日時）（第三条）
　　（運送の順序）（第四条）
　　（引渡時間）（第五条）
　　（運賃及び料金）（第六条・第七条）
　　（危険品）（第八条）
　　（運送状）（第九条）
　　（貨物の種類及び性質の確認）（第十条）
　　（外装表示）（第十一条）
　　（指図の催告）（第十二条）
　　（引渡不能の貨物の処分）（第十三条）
　　（貨物引換証の発行）（第十四条）
　　（引渡不能の貨物の寄託）（第十五条）
　　（運送状等）（第十六条）
　　（引渡時間）（第十七条）
　　（運送の取扱）（第十八条）
　　（荷造り）（第十九条）
　　（貨物引換証の受戻証券性）（第二十条）
　　（引渡不能の貨物の供託）（第二十一条）
　　（運賃等の支払）（第二十二条）
　　（引渡しの拒絶）（第二十三条）
　　（留置権の行使）（第二十四条）
　　（運送状等）（第二十五条）
　　（引渡時間）（第二十六条）
　第二節　積込み又は取卸し
　　（積込み又は取卸し）（第二十七条）
　　（高価品及び貴重品）（第二十八条）
　　（運送状と貨物）（第二十九条）
　　（運送状等）（第三十条）
　　（引渡時間）（第三十一条）
　　（荷造り）（第三十二条）
　　（貨物引換証）（第三十三条）
　　（引渡不能の貨物）（第三十四条）
　　（運送状等）（第三十五条）
　　（引渡時間）（第三十六条）
　第三節　貨物の受取及び引渡し
　　（受取及び引渡しの場所）（第三十七条）
　　（高価品及び貴重品）（第三十八条）
　　（運送状と貨物）（第三十九条）
　　（運送状等）（第四十条）
　　（引渡時間）（第四十一条）
　　（荷造り）（第四十二条）
　　（貨物引換証）（第四十三条）
　　（引渡不能の貨物）（第四十四条）
　　（運送状等）（第四十五条）
　　（引渡時間）（第四十六条）
　第四節　運賃及び料金（第四十七条・第四十八条）
　第五節　指図（第四十九条・第五十条）
　第六節　事故（第五十一条・第五十二条）
　第七節　運賃及び料金（第五十三条・第五十四条）
　第八節　責任（第五十五条・第五十六条）
　第九節　運航運輸（第五十七条・第五十八条）
第三章　附帯業務（第五十九条・第六十条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

２　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

３　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

４　当店は、他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業を経営します。

（適用範囲）

第二条　当店の運送約款は、この約款の定めるところに従うほか、この運送約款に定めのない事項については、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法令の定めるところによります。

２　当店は、特定の荷送人との間で、この約款と異なる特約をすることがあります。

３　前項の特約は、この約款に優先します。

４　当店は、この約款の一部を変更することがあります。

５　前項の変更は、運送を開始する日の一週間前までに、当店の店頭に掲示します。

６　前項の変更は、掲示の日から起算して一週間を経過した日から効力を生じます。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、運送をします。

２　前項の規定にかかわらず、当店の都合又は公衆の便宜により、運送の順序を変更することがあります。

３　当店は、特定の荷送人から運送の申込みを受けた場合において、やむを得ない事由があるときは、その申込みを拒絶することがあります。

（引渡時間）

第五条　当店が貨物の引渡時間を定めたときは、次の各号に掲げる日時の翌日から起算して運送を完了します。

一　引渡時間が一日又は半日であるとき　その日時

二　引渡時間が二日以上であるとき　その日時の翌日から起算して引渡時間の日数に相当する日数を経過した日

２　前項の規定にかかわらず、当店の都合又は公衆の便宜により、運送の途中で貨物を一時保管することがあります。

３　前項の場合には、保管した日数は、引渡時間に算入しません。

（運賃及び料金）

第六条　当店は、運賃、料金等の収受方法について、別に定めます。

２　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、その内容を遅滞なく公示します。

３　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出ます。

４　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を記載した書面を営業所に備え置き、荷送人の閲覧に供します。

５　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

６　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

７　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

８　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

９　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

１０　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

１１　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

１２　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

１３　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

１４　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

１５　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

１６　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

１７　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

１８　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

１９　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

２０　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

２１　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

２２　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。

２３　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を荷送人に通知します。

２４　当店は、運賃、料金等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公示します。